

## 平成30年度三重県留学生等支援事業 業務委託仕様書

### 1. 委託業務名

平成30年度三重県留学生等支援事業業務委託

### 2. 業務の目的

三重県昭和学寮顕彰人材育成基金条例に基づき、国際的な視野に富んだ人材を育成し、本県の教育、文化及び産業の発展、広く多文化共生社会実現に資することを目的に、海外の大学等で学ぶ三重県出身の私費留学生及び三重県内の大学等で学ぶ私費外国人留学生に対し、奨学金を給付する。

また、三重県内の大学・看護学校等で医師・看護師・准看護師を目指す定住外国人の学生に対して奨学金を支給し、本県の外国語での医療・看護サービスの充実に寄与する人材の育成を図る。

### 3. 業務内容

#### (1) 平成30年度奨学金の応募受付から選考までの一切の業務

平成30年度の募集は開始しているため、平成29年度の事業受託者と円滑な引継を行うこと。また、下記の日程は決定していることに留意すること。

募集期間：平成30年3月5日（月）～平成30年4月20日（金）

「三重県私費海外留学生奨学金」

面接選考日 平成30年 7月 1日（日）

「三重県私費外国人留学生奨学金」

論文・書類選考日 平成30年 5月12日（土）

面接選考日 平成30年 7月 8日（日）

「三重県私費医療・看護系外国人学生奨学金」

面接選考日 平成30年 7月 8日（日）

#### ①応募者の受付

・「三重県留学生等支援事業補助金給付要領」（以下「要領」という）に基づき、各応募者の基準適合性に関する事前審査を行うこと。

・入学許可書、成績証明書等の内容確認を行うこと。

・募集内容に関する問い合わせに対応すること。外国人からの問い合わせには、英語、ポルトガル語、スペイン語等で対応できる体制をとること。

#### ②書類審査及び面接による選考

・要領に基づき書類審査及び面接による選考を行うこと。

・書類審査は応募書類及び論述式により行うこと。

・書類審査を行う者及び面接による選考を行う者（以下「審査委員」という。）は、各3名以上とし、学識経験者等から選考すること。また、事業受託事業者の職員は面接による選考を行わないこと。

・書類審査及び面接による選考にかかる実施要項（審査委員の名簿を含む）を作成し、事前に県の承諾を得ること。

・書類審査及び面接による選考の結果を文書にて県に提出すること。結果については、順位を付したものを提出すること。

・選考結果については、すべての応募者に通知すること。

- (2) 奨学生の就学状況把握に係る業務
  - ・要領に基づき、奨学生に対して奨学金の申請等に関する通知を行うこと。
  - ・要領に基づき、各奨学生から実績報告書等を提出させ、内容を確認（日本語訳の確認を含む）のうえ県に提出すること。
- (3) 奨学金給付における奨学生との連絡調整等に係る業務
  - ・要領に基づき奨学生に対し、交付申請書、実績報告書、請求書その他必要書類提出の案内などを行うこと。
  - ・各奨学生から提出された書類の内容確認を行うこと。
  - ・各奨学生から提出された授業料領収書等に基づき、請求可能額を確認すること。三重県私費海外留学生奨学金にあっては、授業料の日本円換算を行うこと。
- (4) 平成31年度奨学生の募集に係る一切の業務
  - ・応募受付から選考に関しては、応募者の学業に極力影響がないように日程を組むこと。
  - ・要領に基づいて募集案内を作成し、広報を行うこと。広報にあたっては広く対象者に周知できるよう工夫すること。
  - ・募集内容に関する問い合わせに対応すること。外国人住民や海外からの問い合わせには、英語、ポルトガル語、スペイン語等に対応できる体制をとること。
  - ・募集期間中に契約が終了することから、平成31年度の事業受託者と円滑な引継を行うこと。
- (5) 三重県の国際交流事業等への奨学生（受給終了者を含む）活用に係る業務
  - ・受託者のウェブサイトには留学生奨学金受給者の体験談等を掲載すること。
  - ・「私費外国人留学生奨学生の集い」を開催し、県内大学の外国人留学生間のネットワークづくり及び多文化共生事業への参加を促すこと。
  - ・三重県私費海外留学生奨学金奨学生名簿及び三重県私費外国人留学生奨学金奨学生名簿の作成・更新を行うこと。
  - ・県や受託者等が行う多文化共生事業への奨学生の参加を促進する取組を行うこと。
  - ・これまでの奨学生のネットワークを築き、交流を進める事業を実施すること。
- (6) その他
  - ・奨学金の支給、広報、奨学生の活用に関する必要な業務を行うこと。

#### 4. 委託期間

平成30年4月2日（月）～平成31年3月29日（金）

#### 5. 委託業務の実施条件

- (1) 本委託事業の実施にあたっては、業務を円滑に進めるために必要な打合せの機会を設けること。また打合せ場所は原則として、みえ県民交流センター（津市、アスト津）内とする。
- (2) 本委託事業における実施内容は、提案内容をふまえ、最終的に三重県が決定を行うものとする。
- (3) 委託業務の実施にあたって、契約書および仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と協議を重ねながら実施するものとする。
- (4) 本業務において作成した成果品の著作権、特許権、使用権等の諸権利は三重県に属するものとする。
- (5) 委託業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ三重県の承諾を得た場合は、この限りではない。

## 6. 納品する成果品

委託期間終了の日までに、業務完了報告書（様式任意、A4版・両面印刷）を本課に提出して完了検査を受けること。

なお、業務完了報告書には次の項目を含むこと。

- ・委託業務の実施内容
- ・委託業務の具体的な成果
- ・事業効果の検証
- ・その他、事業実施の説明に必要と考えられる資料

## 7. その他

### (1) 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

三重県は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

### (2) 不当介入による通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

①契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- ア 断固として不当介入を拒否すること
- イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること
- ウ 発注所属に報告すること
- エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと

②上記①イまたはウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

### (3) 個人情報保護について

契約の履行にあたっては、三重県個人情報保護条例（平成14年三重県条例第1号）第13条第2項の規定を遵守するものとする。

なお、三重県個人情報保護条例第68条、第69条及び第72条に委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対する罰則規定があるので留意すること。

### (4) 特記事項

本業務を受託する事業者は、委託業務の実施上知りえた秘密を他人に漏らしてはならない。委託契約が解除及び完了した後も同様とする。